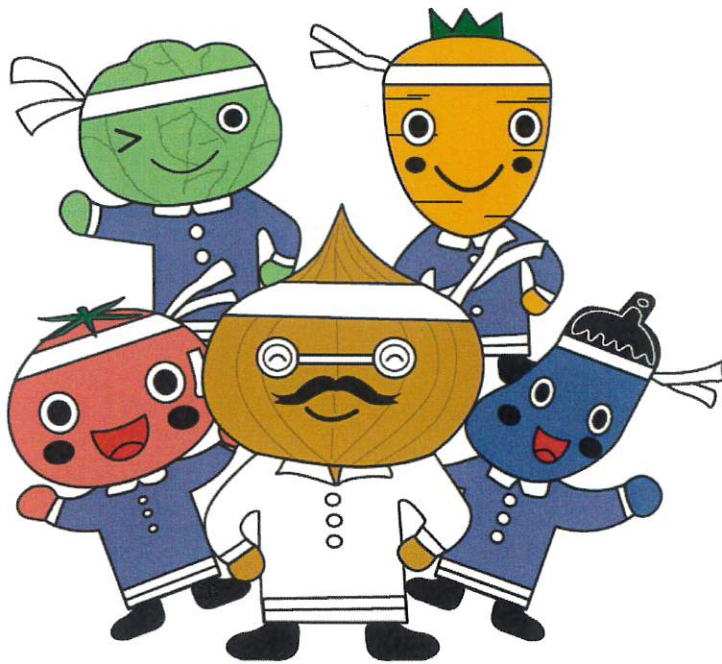




ひさすえしょうがっこう
久末小学校

P T A の し お り



ほぞんばん
保存版

※ たいせつ 大切な じょうほう 情報が の 載っています。 かなら 必ず よ お読みください。

(令和6年3月印刷)

◆PTAとは？◆

ふ ぼ 父母 (Parents) と 先生 (Teachers) の 会 (Association)

こ どもたちの 健康な 成長の 手助けが 目的です。

ほ ごし や 先生と 職員が 協力して、 学校・家庭・地域間で 意見や 情報を 交換し、

きょういっかんきょう じゅうじつ かいぜん かつどう だんたい
教育環境の 充実・改善の ための 活動をする 団体です。

たいせつ たが おも こころ
大切なのは、お互いを思いやる心です。

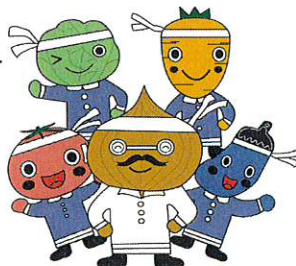
しかく けいけん ひつよう
PTAに資格や経験は必要ありません。

じぶん はんい ひ う
まず、自分のできる範囲で引き受けてみる

はじ くだ じじょう
ことから始めてみて下さい。それぞれの事情や

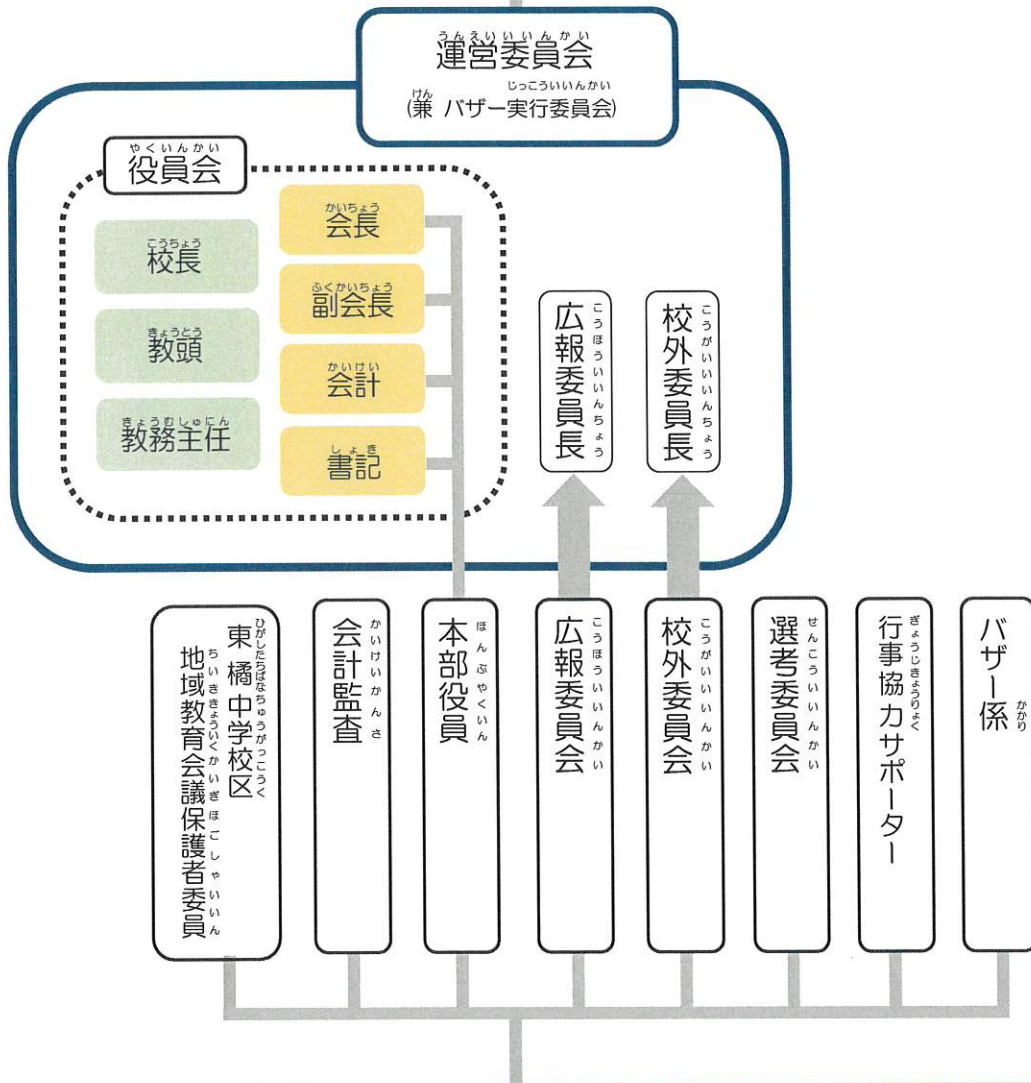
かんが かつ り かい あ たが きょうりよく
考え方を理解し合い、お互いに協力しあって

いきましょう！



P T A 総会 【全会員により構成される最高決議機関】

※役員^{やくいん}の選出^{せんしゅ}、承認^{しょうにん}、予算^{よさん}の決議^{けつぎ}と決算^{けつ算}の承認^{しょうにん}、
年間事業^{ねんかんじぎぎ}の報告^{ほうこく}と計画^{けいかく}の承認^{しょうにん}、規約^{きぎよ}等のことを決議^{けつぎ}する。(5月と年度末)



P T A 会員

※全ての委員^{すべ いいん}と行事協力サポーター^{ぎぎょうりょく さぽーたー}、バザー係^{バザー係}は **バザー運営委員** となります。

ひがしたちばなちゅうがっこうちいきぎやうりょくかいぎほこしゃいん ひがしたちばなちゅうがっこう じっごういん とうろく
東橋中学校区地域教育会議保護者委員は東橋中学校バザー実行委員として登録されています。

◆ 各委員会の活動内容・構成 ◆

委員会名	活動内容	構成
役員会	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA活動全体の調整、学校との連携調整 ・運営委員会で討議される内容の検討と推進 ・地域や他校との交流 および 区Pや市Pとの連携活動や交流窓口 ・予算の管理と決算報告(会計) 	本部役員(PTA会長・副会長・会計・書記) 校長・教頭・教務主任
会計監査	<ul style="list-style-type: none"> ・年度末に会計監査 	会計監査2名
運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA活動の推進、行事運営などの決議 ・PTA行事の企画、運営、学校行事への協力 ・各委員会活動の推進と調整 ・PTA総会の準備と運営 	本部役員および各委員会の委員長 校長・教頭・教務主任
広報委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙「ひさすえ」の発行 ・PTA行事の取材および広報活動 ・講演会、研修会への参加 	各学年1名
校外委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路清掃の運営 ・資源集団回収に関する活動 ・下校時見守りパトロールの当番表作成 ・講演会、研修会への参加 	各学年1名
選考委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度の本部役員及び会計監査・地域教育会議保護者委員・高津区PTA連絡協議会役員候補また会長候補の選出 	各学年1名～、教職員2名、運営および本部若干名
行事協力サポーター	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA主催行事および地域行事への協力 	各学年ごとに選出
バザー係	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいバザー開催に必要な準備～当日～片付け 	各学年ごとに選出
地域教育会議保護者委員	<ul style="list-style-type: none"> ・東橋中学校校区内で、「明るく住み良い地域」のための活動協力。 ・東橋中学校バザー実行委員に属します。 	全校より2名(2年任期)

◆ ふれあいバザーについて ◆

ふれあいバザー実行委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいバザーの企画立案と運営 	同 PTA運営委員会
ふれあいバザー運営委員	<ul style="list-style-type: none"> 各委員・サポーター・係・教職員・その他協力保護者 がバザー運営委員として、前日準備と開催当日の運営に携わります。 	



◆ 会員が全員で分担する活動及び協力 ◆



選出された各委員の活動の外に全会員が行う活動があります。
みんなで協力して活動を活発にしましょう！

ふれあいバザー



毎年子どもたちが楽しみにしている

PTA主催のバザーです。PTAバザー
運営委員会と教職員、会員の協力者で

ポップコーンなどの飲食店や

スーパーボールすくいなどの

ゲームコーナーを出店します。

ふるさと親子まつり実行委員会、子ども会、

伊勢原会（PTA役員卒業生）の方々も

焼き鳥、やきそばなど出店して下さいます。

また、久末生産支部員からの寄贈野菜

の販売や、アリーナでの農産物品評会が

同日開催されるなど、盛大なバザーと

なっています。

ふれあいバザーの収益金は、教育環境

整備等に充てられています。

実績：冷水機・掃除機・みえるもん

テントウェイト等



下校時パトロール

年間を通じて、学校と協力し通学路別に

パトロールをしています。下校の時間帯

に腕章をつけて通学路をパトロールします。

1人1年間に2～3回位です。

日々誰かがどこかでパトロールをしている

事が防犯につながります。



資源回収

各地区に数箇所設置されている

集荷場所で新聞紙・段ボール等、

資源回収活動を行っています。

回収奨励金は教育環境整備等に

充てられています。



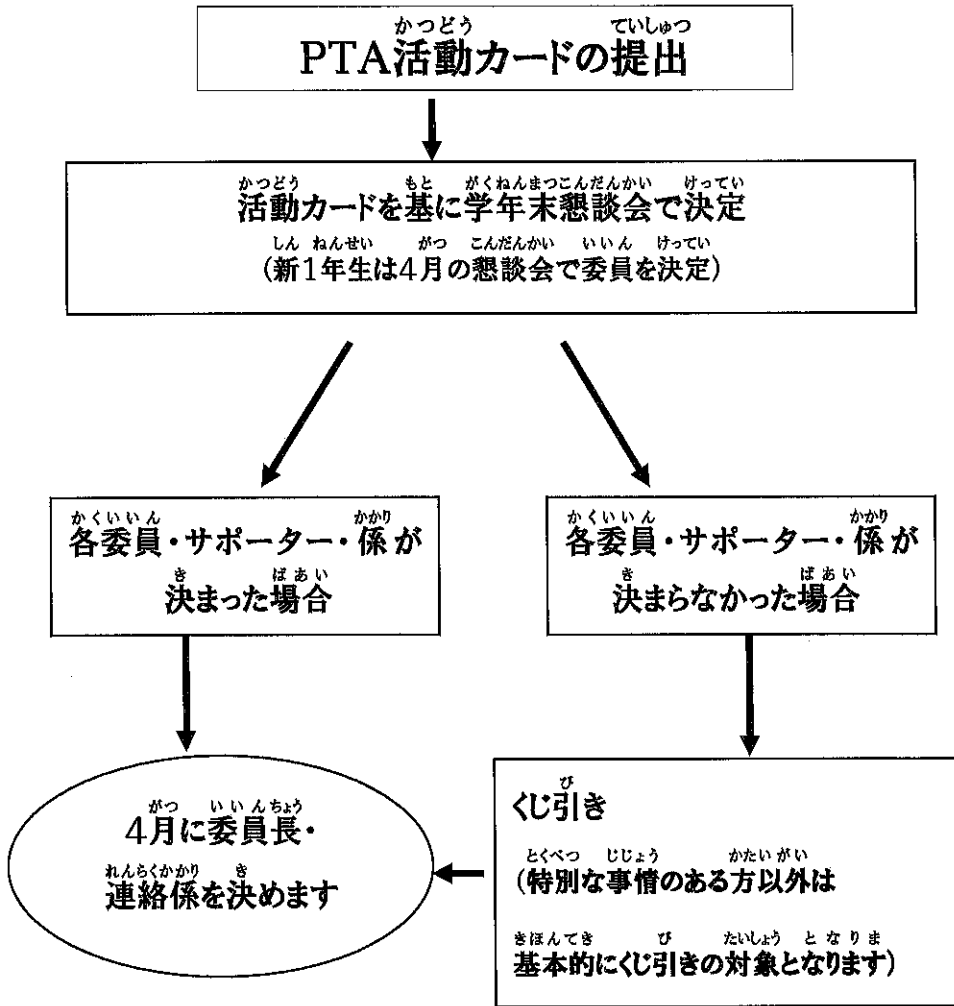
通学路清掃

年に一回、子どもたちが学校に通う道、

また学校周辺の清掃を会員のみなさん

で行っています。

～PTA各委員・サポーター・係等選出の流れ～



※ 新6年生で委員未経験者の方は、必要に応じてお手伝いを
お願いする場合があります。その際は、ご協力をお願いします。

※委員・サポーター・係にならなかった方も学校・PTA行事に
ご協力をお願いします。
一緒にPTA活動を盛り上げていきましょう！

～PTA活動を会員の皆様により広く分担していただくために～



原則として

★在学時、児童1人につき1回はPTA役員・会計監査・広報委員・校外委員・選考委員・バザー係・行事協力サポーター・地域教育会議保護者委員のいずれかを体験することとする。

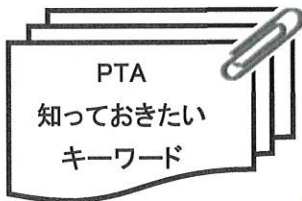
★委員になられた年度は皆ふれあいバザーの運営委員として前日準備と当日活動します。

◆ 各委員選出について ◆

委員名	選出方法・時期	その他
本部役員	選考委員会において指名され 総会で承認を得て選出	
会計監査	選考委員会において指名され 総会で承認を得て選出	
広報委員	PTA活動カード、学年末懇談会等において選出	新年度4月に委員長選出
校外委員		
選考委員	PTA活動カード、学年末懇談会等において選出	新年度10月頃に発足し活動開始
行事協力サポーター	PTA活動カード、学年末懇談会等において選出	新年度4月に連絡係決め及び年間活動予定のお知らせ
バザー係		
地域教育会議保護者委員	2年に1度毎に選考委員会において選出	任期2年

注1)新1年生の委員選出はすべて4月に行う





PTAに関する耳慣れない用語や団体の名称をまとめてみました。
知っているとう活動に対して理解度が増し、より身近なこととして
とらえるための助けとなります。

★単P(単位PTA)



1学校単位のPTAのことです。「単Pの活動」といった場合は
各学校(川崎市立の各学校を指す)それぞれのPTA活動のことを意味します。

★区P(高津区PTA協議会)

高津区内の単Pの集まりのことです。(令和6年度より所属なし)



★中学校区・三校PTA連絡協議会(三校連)

中学校とその中学校の学区内の小学校で作るグループのことです。
久末小学校は子母口小学校と東橋中学校の3校で「東橋中学校区」になります。



★七校PTA連絡協議会(七校連)

近隣学区で構成される組織で久末小学校は、東橋中学校、子母口小学校、橘中学校
橘小学校、末長小学校、新作小学校の7校で「七校連」を形成しています。

★地域教育会議



東橋中学校区の地域住民・教職員・保護者で組織され「明るく住み良い地域」をめざし、
活動しています。

★地域と共にある学校学校運営協議会(コミュニティスクール)

東橋中学校区において、2019年度より小中連携により9年間の義務教育を通して、学校・家庭・
地域が一体となって子どもたちを育てる「地域とともにある学校」を目指すための取り組みが始ま
りました。中学校区内(東橋中・子母口小・久末小)の3校が一体となり、地域と連携しながら子
どもたちを育てる活動をしています。



川崎市立久末小学校父母と先生の会規約

第1章 総則

第1条 (名 称)

この会は川崎市立久末小学校父母と先生の会（略称 久末小学校PTA）という。

第2条 (事務所)

この会の事務所は川崎市立久末小学校内に置く。

第3条 (目 的)

この会は父母と先生とが協力して家庭と学校と地域における児童の健全な成長と幸福を図ることを目的とする。

第4条 (活 動)

この会は前条の目的を達成するために次の活動をする。

- 1、民主的教育に対する理解を深めよい父母とよい先生となるように務める。
- 2、学校と家庭との緊密な連絡によって児童の生活環境をよくする活動をする。
- 3、児童の教育活動をよくしその福利厚生を図る。
- 4、その地域における社会教育活動に協力する。
- 5、その他目的達成に必要な事項についての活動を行う。

第5条 (方 針)

この会は教育を本旨とする民主的団体として次の方針に従って活動する。

- 1、児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体又は機関と協力する。
- 2、特定の政党や宗教にかたよることなく、又はもっぱら営利を目的とするような行動は行わない。
- 3、学校教育向上のために意見並びに参考資料を提出するが学校管理運営や教職員の人事には干渉しない。

第2章 会員および会費

第6条 (会 員)

この会の会員になることができる者は次のとおりである。

- 1、川崎市立久末小学校に在籍する児童の父母又はこれに代わる者。
- 2、川崎市立久末小学校に勤務する教職員。

第7条 (会 費)

この会の会費は1世帯月額280円とする。

第8条 (権利と義務)

会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第3章 会計

第9条 (経 費)

この会の活動に必要な経費は、会費・事業収入及びその他の収入を以て支弁する。

第10条 (予 算)

この会の会計は総会において議決された予算に基づいて行われる。

第11条 (決 算)

この会の決算は会計監査を経て総会に報告され議決されなければならない。

第12条 (会計年度)

この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第4章 役員

第13条 (定員)

この会の役員は次のとおりとし、本部役員という。

- | | |
|-------|-----|
| 1、会長 | 1名 |
| 2、副会長 | 若干名 |
| 3、会計 | 若干名 |
| 4、書記 | 若干名 |

第14条 (任期)

この会の役員の任期は1ヶ年とする。但し再選は妨げない。

第15条 (選出及び就任)

役員を選出及び就任は次のとおりとする。

- 1、役員は選考委員会の指名を受け選出される。
- 2、指名された本人の内諾後、総会における承認を得て就任とする。

第16条 (任務)

役員は任務は次のとおりとする。

- 1、会長は会務を総括し、総会及び運営委員会を招集する。又、選考委員会を除く全ての集会に出席して意見を述べることができる。
- 2、副会長は会長を補佐し会長不在の時はこれを代行する。
- 3、会計は金銭の出納を掌り必要に応じて会計報告を行う。
- 4、書記は会議の議事並びに行事を記録し本会運営上の庶務を掌る。

第17条 (役員会)

役員会は会長・副会長・会計・書記及び校長・教頭・教務主任をもって構成し、必要により会長が招集し、開催する。

第5章 会計監査

第18条 (定員)

この会の会計を監査するために会計監査2名を置く。

第19条 (選出及び就任)

会計監査の選出及び就任はこの会の規約第15条を適用する。

第6章 運営委員会

第20条 (運営委員会の構成と任務)

- 1、運営委員会は本部役員・校長・教頭・教務主任ならびに各委員会の委員長をもって構成し、必要により会長が招集し開催する。運営委員欠席の場合は会長が代理の出席を求めることができる。
- 2、運営委員会の任務は次のとおりとする。
 - (1) 第3条の目的達成の推進力となる。
 - (2) 総会に提出する議案等を審議作成する。
 - (3) 総会から委任された事務を処理する。
 - (4) 各委員会によって立案された諸計画を審議検討する。
 - (5) その他この会の運営に必要と認めたこと。
 - (6) 運営委員会はふれあいバザー実行委員会を兼務しバザーの計画立案に携わる。

第21条 (成立及び議案)

運営委員の2分の1以上の出席によって成立し、議事は出席者の過半数で議決される。

第7章 委員

第22条 (種類)

1、この会の活動に必要な事項について業務の分担をするために、次の通り組織する。

- (1) 広報委員会
- (2) 校外委員会
- (3) 選考委員会
- (4) 行事協力サポーター
- (5) バザー係

2、どの組織もふれあいバザー運営委員に属する。

3、運営委員会において必要と認めた場合、上記以外の特別委員会を設けることができる。またその年度の活動を休止することができる。

第23条 (構成と任務)

1、各組織の構成と任務は次の通りとし、必要に応じてそれぞれ責任者が招集し活動を推進する。

- (1) 広報委員会は、会員より選出された若干名の委員及び教職員の代表をもって構成され、会員相互の理解を深めるために学校やPTAの活動を会員に知らせる広報誌ひさすえの発行をはじめ各種の広報活動を推進する。
- (2) 校外委員会は、会員より選出された若干名の委員及び教職員の代表をもって構成され、家庭と地域の連携を深め、児童の登下校における安全・安心を図る活動にあたりと共に地域環境の整備向上をはかる。
- (3) 選考委員会は各学年より1名以上、教職員より2名、運営委員会より若干名を選出し構成され、会員より新年度の役員候補者を指名し、総会において承認を得なければならない。なお、選考委員が候補者に指名された場合は、選考委員を辞任する。但し欠員の補充はしない。
- (4) 行事協力サポーターは、会員より必要な人数を選出し構成され、年間を通して学校行事やPTA行事、地域行事に参加協力する。
- (5) バザー係は、会員より必要な人数を選出し構成され、ふれあいバザー業務に携わる。

2、各委員会は委員の互選により委員長を選出する。

3、学年及びクラスの人数により、選出人数の変動を認めるものとする。

第8章 総会

第24条 (総会)

総会はこの会の最高決議機関であり会員の5分の1以上(委任状を含む)の出席もしくは書面回答(電磁的記録を含む)で成立し、議事は出席者もしくは書面回答者(電磁的記録を含む)の過半数で議決される。

- 1、総会は毎年度初めに定期総会を開催する。
- 2、臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき又は会員の10分の1以上の要求があったとき開催する。
- 3、総会の決議は、定期総会・臨時総会共に次のいずれかの方法に基づくこととする(効力はどちらも同じ)。
 - (1) 招集による決議
 - (2) 書面(電磁的記録を含む)による決議

第9章 慶弔

第25条 この会の慶弔に関する取り扱いは、「川崎市立久末小学校PTA慶弔規定」に定める。

第10章 個人情報取扱

第26条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「川崎市立久末小学校PTA個人情報取扱規定」に定め、適正に運用するものとする。

第11章 細則

第27条 本会の運営に関して必要な細則または規定は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。

第28条 運営委員会は、細則または規定を制定および改廃したときはその結果を次期総会で報告する。

第12章 改正

第29条（規約の改正）

この会の規約の改正は総会において出席者もしくは書面回答者（電磁的記録を含む）の3分の2以上の賛成を得なければならない。

附 則

この規約は昭和44年5月1日より実施する。

この規約は昭和51年3月4日改正、4月1日より実施する。

この規約は昭和55年3月12日改正、4月1日より実施する。

この規約は昭和57年7月3日改正、9月1日より実施する。

この規約は平成2年3月16日改正、4月1日より実施する。

この規約は平成8年3月8日改正、4月1日より実施する。

この規約は平成16年3月4日改正、4月1日より実施する。

この規約は平成20年3月4日改正、4月1日より実施する。

この規約は平成23年1月24日改正、2月1日より実施する。

この規約は平成24年3月2日改正、4月1日より実施する。

この規約は平成31年1月29日改正、2月1日より実施する。

この規約は令和3年1月8日改正、2月1日より実施する。

川崎市立久末小学校PTA慶弔規定

第1条 本規定は、本校PTA会員（教職員、児童の父母または保護者）ならびに児童に関係ある慶弔があった場合の慶弔金について定める。

第2条 第1条にある慶弔金は、PTA会費により支出する。

第3条 本規定の会計事務は、PTA会計があたる。

<慶事>

第4条 慶事において次の場合、右の基準により支出する。

1. 教職員の結婚 5,000円

<弔事>

第5条 弔事において次の場合、教職員は会長に急報し、本部役員は本会を代表して会葬する。また右の基準により支出する。

1. 在校児童が死亡した場合 5,000円+生花一基
2. 現教職員が死亡した場合 5,000円+生花一基

※ただし、生花は15,000円程度のもとする。

3. 在校児童の保護者が死亡した場合 5,000円
4. 教職員の親族（配偶者、同居の父母、子女）が死亡した場合 5,000円
5. 学校または本会に特に功績のあった者の死亡の場合 5,000円

<その他>

第6条 次の場合、右の基準により支出する。

1. 新校長・新教頭の着任 4,000円相当の花束
2. 教職員の離退任
 - 校長・教頭の場合 3,500円相当の花束
 - 校長・教頭以外の教職員の場合 2,500円相当の花束
3. 卒業生担任への謝意 3,000円相当の花束
4. 運営委員の任期満了時
 - 委員長の場合 1,500円相当の記念品
 - 本部役員の場合 3,000円相当の記念品

第7条 第4条から第6条までの基準によりがたい場合には、本部役員にて協議し対処する。

第8条 慶弔金に対する返礼は一切受領しないものとする。

第9条 PTA主催行事にて、会員ならびに児童が事故やけが等にあわれた場合、本部役員を通じてPTA総合保障制度に申請を行い、適用範囲内の補償が支給される。

第10条 本規定の改正については、運営委員会において協議し決定する。

附 則

本規定は令和3年4月2日より実施する。

川崎市立久末小学校PTA 個人情報取扱規定について

(目的)

第1条 この規定は、川崎市立久末小学校PTA（以下「本会」と称す）の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規定に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正におこなう。

(個人情報の定義)

第3条 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。

(管理者)

第4条 本会における個人情報の管理者は会長及び役員とする。

(取扱者)

第5条 本会における個人情報の取扱者は役員及び委員会とする。

(守秘義務)

第6条 個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取得)

第7条 個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め公開し、原則として本人から直接取得する。また、円滑なPTA活動をおこなうために以下の情報を取得する。

- (1) 会員の氏名・連絡先（住所・電話番号・メールアドレス）
- (2) 会員の子どもの氏名・クラス
- (3) 必要に応じ、会員や会員の子どもの写真

(個人情報の利用目的)

第8条 取得した個人情報はPTA活動のために利用する。

(個人情報の利用制限)

第9条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第8条の規則により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。

(管理)

第10条 個人情報は、管理者または取扱者が適正に管理する。また、不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管および持出等)

第11条 個人情報は、それを取り扱う電子機器・電子媒体に、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し保管する。また、持ち出す場合は電子メールでの送付を含め、パスワードをかけるなど適切におこなう。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報とは次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供をおこなわないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産保護のために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(個人情報の共同利用)

第13条 本会は、久末小学校と利用目的の範囲内で取得した個人情報を共同利用することがある。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第14条 個人情報を第三者(第12条第1号から第4号及び、県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

(1) 第三者の氏名

(2) 提供する対象者の氏名

(3) 提供する情報の項目

(4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第15条 第三者(第12条第1号から第4号及び、県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

(1) 第三者の氏名

(2) 第三者が個人情報を取得した経緯

(3) 提供を受ける対象者の氏名

(4) 対象者の同意を得ている旨(事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示等)

第16条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(情報漏えい対策)

第17条 個人情報を漏えい(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

(研修)

第18条 本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施する。

(苦情の処理)

第19条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

(改正)

第20条 本会の「川崎市立久末小学校PTA個人情報取扱規定」は、役員会で協議して実行委員会の承認を得て改正する。

附則

本規則は、平成29年4月1日より施行する。